

合気道錬身会審査員規程

第1章 総則

第1条 この規程は厳正な審査員育成を目的とし、合気道錬身会最高師範（以下最高師範という）の行う審査員検定に関する事項を定める。

第2条 審査員検定の管理及び監督は最高師範が行う。

第3条 審査員は次の6種とする。

1	第1号審査員	四段以下推薦資格	} 上級審査員資格
2	第2号審査員	参段以下推薦資格	
3	第3号審査員	弐段以下推薦資格	} 中級審査員資格
4	第4号審査員	初段以下推薦資格	
5	第5号審査員	1級以下推薦資格	} 初級審査員資格
6	第6号審査員	4級以下推薦資格	

第4条 最高師範が認めた場合、それぞれの地区に主任審査員をおくことができる。

2 地区主任審査員は自らの保有する資格内で、地区内の他の審査員が推薦できない上位の段級位の審査を行い推薦することができる。

第2章 認定及び更新

第5条 審査員は、最高師範に認められた20才以上の段位取得者で、最高師範の認定を受けた者とする。

第6条 初めて審査員検定を受けるときは、事前に次の書類を提出しなければならない。

- 1 合気道に関する論文
- 2 検定申請書
- 3 合気道歴及び指導歴
- 4 写真2枚（上半身、パスポートサイズ）

第 7 条 審査員検定の細部は最高師範が定める。

第 8 条 審査員の認定期間は原則 2 年間とし、期間後も継続する場合は更新を必要とする。

第 9 条 審査員が以下に該当するときは上位の資格に格上げ申請をすることができる。

- 1 得点は上位の資格に達しているが、段位が足りなかったものが昇段したとき
- 2 再度審査員検定を受験し、得点が上位の基準に達したとき

第 10 条 審査料、認定料、更新料は、合気道錬身会の定めるところによる。

第 3 章 報告

第 11 条 審査員は以下に該当するとき、合気道錬身会へ報告しなければならない。

- 1 本籍、住所を変更したとき
- 2 改姓、改名したとき
- 3 その他合気道錬身会が必要と認めたとき

第 4 章 段級位の推薦及び允認可

第 12 条 審査員は自らの主宰する団体の登録会員について、保有する資格以下の審査を行い推薦することができる。

2 審査員は最高師範の承認を受け、その所属団体を超えて審査を行い推薦することができる。

3 自らが主宰する団体を持たない審査員は補助審査員として、団体主宰者の指示のもと審査を補助する。

第 13 条 段級位の推薦については、指定の様式に従って推薦状を作成し、推薦料とともに合気道錬身会に提出する。

第14条 推薦料は合気道錬身会の定めるところによる。

第15条 推薦を受けた段級位の允認可は最高師範が決定する。審査基準に満たない場合や書式に不備がある場合など推薦を認めないことがある。

第5章 賞罰

第16条 最高師範は審査員が以下に該当するとき、資格の格上げ、または有効期限の延長を行う。

- 1 合気道の普及に顕著な功績があったとき
- 2 特に品格方正であって技能が優れているとき
- 3 永年の功績のあったとき

第17条 合気道錬身会は審査員が以下に該当するとき、資格の格下げまたは取消しをすることがある。

- 1 この規程に違反する行為があったとき
- 2 退会または除名されたとき
- 3 本人の取消し希望を承認したとき
- 4 正当な理由がなく、2年以上指導活動を行なわなかったとき
- 5 審査員資格の有効期限を過ぎ更新されなかったとき
- 6 犯罪行為があったとき
- 7 その他、合気道錬身会の名誉を汚したと判断される時

第6章 その他

第18条 この規程に該当しない事項については最高師範の決定による。

附則

- 1 この規程は、平成21年1月1日から施行する。

改訂情報

平成22年4月1日改訂